

人材採用・若手活躍に向けて

2025年4月・10月育児・介護休業法改正対応

会社も従業員も損をしない！ 男性育休の「お金」と「実務」

ご担当者はもちろん、専任の方がいない会社でも！
「知っていれば」組織として申請可能な実践的ノウハウ！

令和8年

10月8日（木）
15:00～16:30

会場 長門市しごとセンター

定員 50名

※オンライン参加可能、後日動画配信あり

講師プロフィール

社会保険労務士事務所萩テラス

田村 清 氏

（社会保険労務士）

男性育休の制度・給付金・実務
体制づくりを支援。
会社と従業員の双方が損をしない
職場づくりを後押しします。



男性育休について「知っておきたい」こと 3点！



【制度・法改正】

2025年の制度改正における「義務」と「実務対応」を把握



【お金・給付】

手取り10割相当の仕組みと、社会保険料免除を最大化する方法を数字で理解



【実務・環境】

1人抜けても止まらない職場へ。業務に「サブをもう1人」決めるところから

参加
無料

5ステップ面談、相談窓口と意向確認シート、業務代替手当・助成金・奨励金の活用など。知っていれば申請できる情報・仕組みを、整理してお伝えします。

お申し込みはフォームから

対象

経営者はもちろん、内容に興味がある方ならどなたでも歓迎です！
対象となる方が出てから相談したいという企業の声もいただいています！
ぜひ制度を知って、ご自身や友人家族にも情報提供をしてみてください。



<https://forms.gle/gc37TkWrETRcEryT9>

申込締切

10.7 水

主催：長門市役所市民活動推進課

問合先：（受託事業者）NPO法人つなぐ

〒759-4106 長門市仙崎312番地1 / TEL0837-27-0360